

No. 070

F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業
(旧名称：長野県佐久市そら発電所（仮称）事業)
に係る環境影響評価方法書

令和2年9月

(再実施)

合同会社 F S P S 八風

はじめに（方法書再実施の経緯）

令和元年11月に本事業の事業者が、「株式会社そら'w」から「合同会社F S P S 八風」へと変更となった。

これに伴い、以下、大きく3点の見直しを行った。

第一に、地域住民に対する事業説明会や地域住民との対話をして行く中で、本事業の計画地西側の水源地上流域は、計画地から外してほしいとのご要望をいただいた。また、配慮書における佐久市長意見及び長野県知事意見においては、水源地对する水質や水象への影響を回避又は極力低減するようご指摘をいただいた。これを受けて、「株式会社そら'w」は、平成29年2月に提出した配慮書における本事業の計画地（約130ha）から、計画地内西側の水源地である湧水地とその水源涵養域等を計画地から除外することとした。その後もさらに、方法書における佐久市長意見においては、水源地对影響を受けた場合の代替措置を求めるとご指摘をいただくなど、水源地对に近接する場所で事業を実施することへの懸念が示された。これを受けて、令和元年11月に事業を引き継いだ「合同会社F S P S 八風」としては、平成29年10月に提出した方法書における本事業の計画地（約66ha）から、計画地西側の水源地上流域約15haを除外することとした。

第二に、前述のとおり水源地上流域約15haを除外したことに伴い、残置森林面積及びパネル設置面積を補うため、計画地の北東及び南東に位置する既設の太陽光発電所（2ヶ所）の周辺部約5.4haを新たに計画地に追加した。

第三に、後述するが合同会社F S P S 八風を全面的にバックアップする株式会社藤巻建設は、計画地に隣接する形で既設の太陽光発電所2ヶ所・約3.6haをすでに運営していた。本発電所はすでに運営されている発電所であり、別事業の扱いにはなるが、環境影響評価の観点からは本事業と一体として評価するべきとの判断をし、既設の太陽光発電所も計画地に含めることとした。

これにより、計画地に追加した既設の太陽光発電所2か所・約3.6ha及びその周辺部約5.4haの約9haが新たに計画地となった。この結果、新たに計画地となる部分の面積が修正前の計画地面積（平成29年10月に提出した方法書における計画地面積約66ha）の10%以上の増加となるため、長野県環境影響評価条例第23条の規定に基づき方法書の再実施を行うこととなった。^{注)}

なお、今回提出する方法書（再実施）では、上述の対応以外にも、これまでに住民、佐久市長及び長野県知事から頂いた配慮書及び方法書（再実施前）に対するご意見等を踏まえ、事業内容の具体化、環境影響評価項目・手法の選定等を行ったものである。

注) 長野県環境影響評価条例第23条では、方法書の公告が行われてから評価書の公告・縦覧が行われるまでの間に方法書等における対象事業の目的及び内容に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、方法書の作成から環境影響評価の手続きを経なければならないとされている。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りではないとされている。ここで、規則で定める軽微な修正等の要件としては、「新たに太陽光発電所敷地となる部分の面積が修正前の太陽光発電所敷地の面積の10%未満であり、かつ、10ha未満であること」とされている。

本事業では、方法書における対象事業の内容のうち、対象事業の規模（計画地面積）を修正するものであり、新たに太陽光発電所敷地となる部分の面積が修正前の面積の10%以上となるため、同条例第23条の規定に基づき方法書の再実施を行うこととなった。

目 次

第1章 事業計画の概要	1
1 事業の名称	1
2 事業者等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2.2 方法書作成業務受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
3 事業の種類	1
4 事業の目的及び必要性	2
5 事業の内容	3
5.1 太陽光発電所建設に関する基本方針	3
5.2 事業実施区域の位置	5
5.3 事業の規模	9
5.4 事業の実施予定期間	10
5.5 事業の実施方法	10
第2章 地域の概況	33
1 地域の概要	33
2 社会的状況	34
2.1 人口及び産業の状況	34
2.2 交通の状況	38
2.3 土地利用の状況	40
2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況	42
2.5 水域の利用状況	52
2.6 環境整備の状況	55
2.7 法令による指定及び規制等の状況	57
2.8 地域の環境に係る方針等の状況	93
2.9 開発動向	99
3 自然的状況	103
3.1 気象の状況	103
3.2 水象の状況	111
3.3 地象の状況	113
3.4 動植物の状況	118
3.5 自然環境の総合的な状況	179
3.6 景観・文化財の状況	180
3.7 触れ合い活動の場の状況	187
3.8 大気質・水質等の状況	189

第3章 環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法	199
1 環境影響評価の項目	199
2 選定理由	201
3 調査、予測及び評価の手法	221
3.1 大気質	221
3.2 騒音	225
3.3 振動	228
3.4 低周波音	230
3.5 水質	233
3.6 水象	237
3.7 土壌汚染	242
3.8 地形・地質	244
3.9 植物	247
3.10 動物	251
3.11 生態系	260
3.12 景観	262
3.13 触れ合い活動の場	265
3.14 文化財	268
3.15 廃棄物等	269
3.16 温室効果ガス等	270
3.17 その他の環境要素（電波障害）	271
3.18 その他の環境要素（光害）	272
第4章 方法書（再実施）作成までの経緯	275
1 配慮書手続の概要	275
2 配慮書に対する知事、住民等の意見及び事業者の見解	276
2.1 住民等の意見と事業者の見解	276
2.2 知事の意見と事業者の見解	281
2.3 関係市長の意見と事業者の見解	285
3 方法書（再実施前）手続の概要	295
4 方法書（再実施前）に対する知事、住民等の意見及び事業者の見解	296
4.1 住民等の意見と事業者の見解	296
4.2 知事の意見と事業者の見解	302
4.3 関係市長の意見と事業者の見解	308
5 複数案並びに環境配慮に係る検討の経緯及びその内容	314
5.1 配慮書時点の事業内容と環境保全の方針の検討結果	314
5.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境保全に係る検討の経緯	321